

令和3年3月16日

発 言 者	発 言 要 旨
船山委員	新型コロナウイルス感染症緊急対策事業の概要と支援対象者の範囲はどうか。
雇用対策課長	当該事業は新型コロナの影響で解雇・雇止めをされた労働者を支援するため、今年度の6月補正予算に計上したものである。当該労働者が雇用保険を受給していれば、事業主から渡される離職票に基づきハローワークで交付される資格書、雇用保険の対象外となる労働者は、労働基準法に基づき事業者から交付される離職証明を確認する。なお、自己都合や契約満了で離職した方は対象外となる。
船山委員	解雇・雇止めの定義はどうか。
雇用対策課長	解雇は、労働者と事業者で締結している雇用契約を解消することである。雇止めは、派遣労働者の任期が更新される予定であったが、更新されなかったことをいう。
船山委員	この事業の支援を受けるためには雇用保険、労災保険に加入していなければならないのか。
雇用対策課長	当該事業の支援要件にはしていない。
船山委員	県社会保険労務士会との意見交換で浮き彫りになった課題は、事業者が労働者に対して、新型コロナの影響で店に客が来ないからしばらく休んでほしいといった場合の支援策が弱いとのことであったが、この点についてはどう考えるのか。
雇用対策課長	<p>そういった方への支援策としては、政府の新型コロナウイルス感染症対策休業支援・給付金がある。この制度については、労働条件通知書に記載された週の勤務日数に対して実際の勤務日数が少ない場合や過去6箇月に原則として月4日以上勤務が確認できれば支援対象になるなど、徐々に制度が拡充されている。</p> <p>労働保険やこの支援策は国の制度であるので、まずは事業主が労働法制を遵守し、これらの支援制度を活用することを基本として、その中で何が出来るのかを考えていくことになるかと認識している。</p>
船山委員	国の制度はあるが事業主が雇用保険等に加入していないため、結果的に労働者への支援が行き届いていないのではないかと感じる。誰一人取り残されない社会の実現のためには、そういった方々を支援する制度は必要と考えるがどうか。
産業労働部長	事業者から労働者への休業手当の支給や雇用保険・労災保険の加入などは、事業者の義務であることが労働法制に規定されている。新型コロナウイルス感染症対策休業支援・給付金は、雇用調整助成金の支援の対象とならない方々を支援するために設けられた。法律上の課題や運用面の難しさなどはあるが、県としては国の制度を活用してもらうことが第一と考えて

発 言 者	発 言 要 旨
船山委員	<p>いる。</p> <p>国の制度の普及・啓発を図り、制度の活用を希望する方をサポートすることが県の役割と考える。その上で、新型コロナの影響で離職した方への支援を検討し、県民からの寄付を原資として、離職した方の生活支援の意味合いを含め、一律5万円を給付することとした。</p> <p>この事業は解雇・雇止めとなった方への支援であるため、休業されている方への支援策も検討してほしい。</p>
山科委員	<p>県プレミアム付きクーポン券（以下「クーポン券」という。）の予算規模はどうか。</p>
商業・県産品振興課長	<p>産業労働部が所管する飲食店や小売店で利用できるクーポン券は10億円、観光文化スポーツ部が所管するプロスポーツ関係で利用できるクーポン券は2億円である。</p>
山科委員	<p>4億円残っているこのクーポン券の残部配付先はどこか。</p>
商業・県産品振興課長	<p>クーポン券の残部95,000シートは、大手チェーンを除く料亭、専門料理店等の飲食店、小売酒販店に配付する。</p>
山科委員	<p>これまで支援が行き届いていない事業者に配付してほしい。また、緊急事態宣言や今後の感染状況など流動的な要素はあるが全て利用されるようにしてほしい。</p>
商業・県産品振興課長	<p>残部クーポン券を希望する事業者に配付するとともに、利用促進に向けてしっかりと周知していきたい。</p>